

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月からA市所在のB専売所において、新聞販売員として業務に従事していたところ、同年〇月〇日自転車で朝刊の新聞配達を行っていて、カーブに差し掛かった際にバランスを崩して転倒し負傷した。

請求人は、同日C病院に受診し「右母指中手骨骨折」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、D医師の診断書は事実と異なる旨述べている。しかしながら、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の「障害の状態に関する申立書」をみると、請求人は、「右手の親指に力が入らない、右腕、肘、肩がいつも痛い、しびれる。」と述べており、折れた骨がずれてついたり関節の位置がはずれた等とは申立てていない。したがって、請求人に残存する障害は、D医師の診断書の記載どおり、右手指の運動障害と右手指から肘、肩へ放散する神経症状であると解される。

(2) 請求人の残存障害について、監督署長は、障害等級第14級の9に該当するものと認定したが、請求人は、右手の母指は、他の四指より重要で、不便であるから、自らの残存障害は、もっと上位の障害等級に該当するものであると主張しているので、以下に検討する。

ア 請求人の右手母指については、D医師及びE医師のいずれの検査によっても、関節の可動範囲は正常可動範囲内であって、いずれの障害等級にも該当しないものと認められる。なお、請求人は、関節可動域の測定方法に異議を述べるが、計測方法は他動で計測するのが原則である。

イ 請求人の公開審理における申述内容から右手母指の神経症状についてみると、取りあえず痛いときは湿布を貼っていることや最初はもっとひどかったが、5年のリハビリで今の状態になっていること、仕方がないので親指以外の他の2つの指で（仕事を）やっているというものであり、審査官による聴取時に述べている程度と変わらず、この状況から判断すると、請求人の残存障害の状態は、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと認められる。

ウ なお、請求人は、母指は他の指に比べて重要であると主張するが、神経症状に関する障害等級では、母指と他の手指との間に差を設けておらず、請求人の主張は採用できない。

エ また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、右手の握力が左手より少ない、骨折した部分の骨癒合の結果、その位置が元どおりでないため、神経を圧迫して手が変形した等、手が元どおりではない等と主張するが、これらの主張は治癒時の医証には記載がなく、他覚的に確認できる資料がないことから、採用することはできない。

3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。